

様

1. 事業者の氏名、住所、電話番号、代表者の氏名
東服匠アカデミー（東京都洋服商工協同組合）
東京都新宿区市谷八幡町13番地
電話 03-3269-7651
代表 理事長 灰野廣美
2. 役務の内容
 - ・役務の種類
男女経験問わず、30歳未満を対象とした注文洋服縫製並びに販売指導等
 - ・役務提供の形態又は方法
個人指導または一斉指導
 - ・役務を提供する時間数などの合計
3ケ年コース 1日5時間×週5日（土日祝日並びに東京都洋服商工協同組合が指定する休日は休校）
3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量
注文紳士服技術全書（縫製編）1冊、東服匠アカデミー指定教材一式（定規、鋏、針、指ぬき等）
4. 役務の対価（権利の販売価格）そのほか支払わなければならない金銭の概算額
入学金100,000円（そのほか月額50,000円）
5. [4]の金銭の支払い時期、方法
入学金は、平成 年 月 日まで。月謝は前月末までにお支払いをお済ませ下さい。現金またはお振込みのいずれも可能です。クレジットカードでのお支払いはできません。
6. 役務の提供期間
2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間
7. クーリング・オフに関する事項
 - ① 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。
 - ② 入学申込・契約書は、当アカデミーが特定商取引法（以下「法」という）第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当アカデミーが法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当アカデミーが交付した法第48条第1項の書面を入学申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入学申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。
 - ③ ①に記す契約の解除は、入学申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より発生しません。
 - ④ ①及び②に記す契約の解除があった場合、当アカデミーが関連商品の販売又はその代理人もしくは媒介を行っているときは、入学申込・契約者はその関連商品販売契約についても解約することができます。
 - ⑤ ④に記す契約の解除は、入学申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立しません。
 - ⑥ ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入学申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価

その他の金銭の支払い義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

8. 中途解約に関する事項

① クーリング・オフ機関経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解除）することができます。前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。ただし、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で契約損料を請求いたします。

A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 1万1千円

B. 契約の解除が役務提供開始後である場合（aとbの合計）

a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額

b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額
2万円または1か月分の授業料に相当する額のいずれか低い額

② ①の役務の対価の単価は（月・回数）をもって計算するものとします。

③ ①に記す契約の解除があった場合、当アカデミーが関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは入学申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

④ ③に記す契約の解除時に、入学申込・契約者が当アカデミーに関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当アカデミーは入学申込・契約者に当該金額を返還するものとします。

⑤ 当アカデミーの事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

⑥ 返還金のある場合は、入学申込・契約者の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

11. 特約があるときは、その内容

特約はありません。